

議案第 184 号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 11 月 28 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 263 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>（建築物の建ぺい率の最高限度）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる区域又は地区内の建築物については、適用しない。</p> <p style="padding-left: 2em;">～ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>日生浦和地区地区整備計画区域</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>別表第 1（第 3 条、第 9 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三室南宿第二地区地区整備計画区域</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日生浦和地区地区整備</td> <td>都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された日生浦和地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	[略]		三室南宿第二地区地区整備計画区域	[略]	日生浦和地区地区整備	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された日生浦和地	<p>（建築物の建ぺい率の最高限度）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる区域又は地区内の建築物については、適用しない。</p> <p style="padding-left: 2em;">～ [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>別表第 1（第 3 条、第 9 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三室南宿第二地区地区整備計画区域</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	[略]		三室南宿第二地区地区整備計画区域	[略]
名称	区域														
[略]															
三室南宿第二地区地区整備計画区域	[略]														
日生浦和地区地区整備	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された日生浦和地														
名称	区域														
[略]															
三室南宿第二地区地区整備計画区域	[略]														

計画区域	区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------	----------------------------

別表第2に次のように加える。

59 日生浦和地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
日生浦和地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 法別表第2(イ)項第1号(3戸以上の長屋を除く。)、第2号及び第9号に規定するもの 自治会館 患者を入院させるための施設を有しない診療所を兼ねる住宅 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)	10分の12	10分の6	1メートル(建築物の外壁等(出窓を含む。)から隣地境界線(水路境界線を除く。)までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの又は建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるものを除く。)	130平方メートル	9メートル(建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。ただし、建築物の敷地が水路に接する場合には、その水路に接する隣地境界線は、水路の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。)

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。